

- 規制委員会設置法附則第5条の主な考慮事項
  - ①設置法の施行状況（附則、設置法成立時の衆議院環境委員会決議、参議院環境委員会附帯決議等）、②国会事故調報告書の内容、③最新の国際基準（IAEAの安全基準等）等

	1) 原子力規制組織の要件（高い独立性等）	2) 意思決定過程の透明性確保	3) 助言機関・評価機関の設置	4) 専門能力と責任感ある人材の育成・確保	5) ノーリターンルール / 再就職規制	6) 原子力規制委員会の内閣府への移管	7) 原子力防災体制を含む危機管理体制の見直し
原子力規制委員会設置法附則 衆・参附帯決議		・ 関係事業者等の外部関係者との接触等のルールによる透明化（参5）	・ 業務報告を国会に報告し、そのすべてを公表（参4） ・ 所掌事務に関する評価機関の設置を始めとする必要な措置（参9）	・ 研修施設の設置その他の研修体制の整備（6条1項） ・ 独立行政法人原子力安全基盤機構の統合（6条4項） ・ 国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流等（衆4）	・ 原子力利用を推進する行政組織への配置転換・不信を招く再就職は不可（6条2項、3項） ・ 五年以内であっても趣旨に沿って運用（衆2） ・ 意欲、適性等が損なわれない運用（参6）	・ 内閣府への移管を含め検討（5条）	・ 大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づく必要な措置（6条7項） ・ 国、地方公共団体、住民、原子力事業者、関係行政機関等との緊密な連携協力体制を整備するための措置 / 諸外国を参考に、望ましい法体系の在り方の検討（6条8項、衆9、参26） ・ 原子力防災会議と原子力規制委員会は平時から緊密な連携関係を構築、防災体制の一体化（衆7） ・ 大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について、米国のFEMA（連邦緊急事態管理庁）なども参考に抜本的な見直しを行い、その結果に基づき必要な措置（参24）
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）最終報告書（H24/7/5）	・ 高い独立性、透明性、専門性、一元化、自律性等（提言5-1）	・ 意思決定過程の開示、面談の議事録作成と原則公開（提言5-2）	・ 国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置（提言1） ・ 外国人有識者を含む助言組織の設置（提言5）	・ グローバルな人事交流、教育・訓練の実施（提言5-3）	・ 当初から例外なく適用（提言5-3）		・ 緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直し（提言2） 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直し。緊急時に対応できる執行力のある体制、指揮命令系統の一本化を制度的に確立（提言2） 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施（提言2） 3) 事故時の発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）は第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする（提言2） ・ 緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化（提言5）
東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）最終報告書（H24/7/23）	・ 意志決定に不当な影響を及ぼす可能性のある組織からの分離（提言（6）1. ①）	・ 検討の経緯及び結果に係る社会への説明責任（提言（2）1.）		・ 職員の一貫性あるキャリア形成を可能とするような人事運用・計画（提言（6）1. ④）			・ 大規模な複合災害の発生という点を十分に視野に入れた対応策の策定（提言（1）1.）
国際的な基準（IAEA（国際原子力機関）安全原則）	・ 独立した規制機関を含む効果的な法令上及び行政上の枠組みの規定・維持（原則2）						・ 原子力または放射線の異常事象に対する緊急時の準備と対応のための取決め（原則9）
原子力発電等に関する要請書（平成25年8月7日 全国原子力発電所所在市町村協議会）		・ 徹底した情報公開による透明性の確保（具体的事項 安全規制・防災対策（1）③）		・ 安全規制に携わる人材の増強と育成、現場における規制体制を強化（（1）④）			・ 国内外の多様な知見を踏まえた、真に実効ある安全規制・防災対策に取組（重点項目 安全規制・防災対策について）
平成26年度国の施策及び予算に関する決議・重点提言・提言（H25/11/14）				・ 安全規制に携わる人材の増強と育成、現場における規制体制の強化（2.（2）⑩）			・ 国は、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援（東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と原子力安全対策等に関する決議 2.（2）③）

	1) 原子力規制組織の要件 (高い独立性等)	2) 意思決定過程の透明性確保	3) 助言機関・評価機関の設置	4) 専門能力と責任感ある人材の育成・確保	5) ノーリターンルール / 再就職規制	6) 原子力規制委員会の内閣府への移管	7) 原子力防災体制を含む危機管理体制の見直し
原子力規制行政強化に向けての緊急提言-国民と世界からの「信頼と信認」確保を目指して - (H25/12/3 自由民主党 原子力規制に関するPT)	・関係者とのコミュニケーションチャネルを維持、多種多様な考えや公共の利益に直接耳を傾け、最高の倫理観と専門性を持って、独自の判断を独立して実施 (III. 1.)		・顧問会議の設置 (II. 2. (1)) ・各審議会の早期設置/内部監査機関の設置等、自己改革等のための仕組みの構築(III. 2.(3))	・能力・業務の質・量や実績、経験やスキル、取得した資格、負うべき責任の重さ等に応じた処遇の仕組みの創設 / 評価の客観的基準を設ける等、恣意的人事評価の排除 (III. 3. (1))	・職員の独立性と専門性の向上に努めるとともに、厳格な天下り等再就職規制や定年後の雇用、処遇改善等を含む人材活用方を検討 (III. 3. (2))		
原子力発電等に関する要請書 (H25/12/17 全国原子力発電所所在市町村協議会)	・原子力規制委員会については、引き続き高い独立性の確保 (II 1 (3) ①)	・徹底した情報公開による透明性の確保 (II 1 (3) ①)	・組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置 (II 1 (3) ①)	・国は、中長期的な視点で原子力分野の人材育成等に取り組む (IV 4)			・原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方自治体が講ずることとされる対策について、必要な予算の確保、早急な体制の整備 (“はじめに”)
東日本大震災から3年を迎えるにあたっての決意 (H26/3/7 自由民主党 東日本大震災復興加速化本部)							・原子力防災について、平時からの内閣としての責任ある体制の整備 ・複合災害時における司令塔体制の構築・強化。特に原子力防災については、別途に原子力災害対策本部における一元的な指揮・命令系統の整備
原子力発電等に関する要請書 (H26/5/22 全国原子力発電所所在市町村協議会)	・原子力規制委員会については、引き続き高い独立性の確保 (II 1 (3) ①)	・徹底した情報公開による透明性の確保 (II 1 (3) ①)	・組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置 (II 1 (3) ①)	・国は、中長期的な視点で原子力分野の人材育成等に取り組む (IV 4)			・原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方自治体が講ずることとされる対策については、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備 (“はじめに”)
原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言 (H26/7 全国知事会)	・原子力規制委員会は、引き続き高い独立性の確保 (II 1 (4))	・徹底した情報公開による透明性の確保 (II 1 (4)) ・安全性を判断した理由に関する明確かつ丁寧な説明 (II 2)	・組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、改善出来る仕組みの構築 (II 1 (4))	・国は、中長期的な視点で、原子力分野の人材育成等に取り組む (II 4)			・原子力防災対策については、国が前面に立って継続的に充実強化を図るとともに、地方公共団体が講ずる対策について、必要な予算を確保し、早急に支援体制の整備 (“はじめに”)
東日本大震災復興加速化のための第4次提言 (H26/8/6 自由民主党 東日本大震災復興加速化本部)							・充実・強化が喫緊の課題である原子力防災体制については、専任の常駐スタッフを配置するなど、内閣の責任において一元的に万全の地元対応ができる体制を早急に構築 (“はじめに”) ・専任の常駐職員を配置し、担当大臣をトップに一元的に地元対応ができる体制を早急に構築すべき ((4))